

## 年間高額介護（予防）サービス費の按分方法について

平成30年3月6日開催全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料46ページより、高額医療合算介護（予防）サービス費の算定に当たって必要となる各月の自己負担額について、年間高額介護（予防）サービス費による支給額の反映についてお示ししているところである。

年間高額介護（予防）サービス費については年単位の支給となるが、高額医療合算介護（予防）サービス費の自己負担額は月単位で管理しているため、年間高額介護（予防）サービス費を月単位で按分の上、高額医療合算介護（予防）サービス費の支給額計算に反映する必要がある。具体的な按分計算方法は以下のとおり。

### <年間高額介護（予防）サービス費の按分計算式>

年間高額介護（予防）サービス費を按分用自己負担額（各月の自己負担額から高額介護（予防）サービス費支給額を差し引いた、なお残る自己負担額）の割合で按分した額とする。

年間高額介護（予防）サービス費 × 各月の按分用自己負担額 ÷ （按分用自己負担額の8月分～翌年7月分までの合計）

按分用自己負担額：各月の自己負担額から高額介護（予防）サービス費支給額を差し引いた、なお残る自己負担額

### <高額医療合算介護（予防）サービス費の支給額計算で使用するなお残る自己負担額>

高額介護（予防）サービス費と年間高額介護（予防）サービス費を支給してなお残る自己負担額により、高額医療合算介護（予防）サービス費の支給額計算を行うこととなる。

各月の自己負担額 - （各月の高額介護（予防）サービス費支給額 + 按分後の年間高額介護（予防）サービス費）

年間高額介護（予防）サービス費の按分計算に当たり1円未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨て、按分用自己負担額がもっとも低い額となる月の支給額に端数を上乗せする。同一金額が複数月存在する場合、最も過去である月に端数を上乗せする。ただし、各月の按分用自己負担額が0円である月は上乗せしない。

例：高額医療合算介護（予防）サービス費の支給額計算で使用する介護保険（保険給付）自己負担額確認情報（年間高額介護（予防）サービス費の反映前）を以下 の場合で、年間高額介護（予防）サービス費 10,000 円の按分方法

高額医療合算介護（予防）サービス費の支給額計算で使用する介護保険（保険給付）自己負担額確認情報

	自己負担額（イ）	高額介護（予防）サービス費支給額（ロ）
平成 29 年 8 月	0	0
平成 29 年 9 月	28,400	0
平成 29 年 10 月	28,400	0
平成 29 年 11 月	45,000	600
平成 29 年 12 月	50,000	5,600
平成 30 年 1 月	50,000	5,600
平成 30 年 2 月	50,000	5,600
平成 30 年 3 月	50,000	5,600
平成 30 年 4 月	50,000	5,600
平成 30 年 5 月	60,000	15,600
平成 30 年 6 月	60,000	15,600
平成 30 年 7 月	60,000	15,600
合計	531,800	75,400

端数を上乗せする。  
 $10,000 - (622 \times 2 + 972 \times 9) = 8$   
 $622 + 8 = 630$

年間高額介護（予防）サービス費の按分計算式

	按分用自己負担額 イ - ロ	年間高額介護（予防）サービス費 （10,000 円）の按分計算式
平成 29 年 8 月	0	$10,000 \times (0 / 456,400) = 0$
平成 29 年 9 月	28,400	$10,000 \times (28,400 / 456,400) = 622.2$
平成 29 年 10 月	28,400	$10,000 \times (28,400 / 456,400) = 622.2$
平成 29 年 11 月	44,400	$10,000 \times (44,400 / 456,400) = 972.8$
平成 29 年 12 月	44,400	$10,000 \times (44,400 / 456,400) = 972.8$
平成 30 年 1 月	44,400	$10,000 \times (44,400 / 456,400) = 972.8$
平成 30 年 2 月	44,400	$10,000 \times (44,400 / 456,400) = 972.8$
平成 30 年 3 月	44,400	$10,000 \times (44,400 / 456,400) = 972.8$
平成 30 年 4 月	44,400	$10,000 \times (44,400 / 456,400) = 972.8$
平成 30 年 5 月	44,400	$10,000 \times (44,400 / 456,400) = 972.8$
平成 30 年 6 月	44,400	$10,000 \times (44,400 / 456,400) = 972.8$
平成 30 年 7 月	44,400	$10,000 \times (44,400 / 456,400) = 972.8$
合計	456,400	10,000

630

端数の切り捨て

年間高額介護（予防）サービス費を月単位で按分の上、高額医療合算介護（予防）サービス費の支給額計算で使用する介護保険自己負担額確認情報に反映すると以下のとおりとなる。

	自己負担額	高額介護（予防）サービス費支給額	計算式
平成 29 年 8 月	0	0	0+630
平成 29 年 9 月	28,400	630	0+622
平成 29 年 10 月	28,400	622	600+972
平成 29 年 11 月	45,000	1,572	5,600+972
平成 29 年 12 月	50,000	6,572	5,600+972
平成 30 年 1 月	50,000	6,572	5,600+972
平成 30 年 2 月	50,000	6,572	5,600+972
平成 30 年 3 月	50,000	6,572	5,600+972
平成 30 年 4 月	50,000	6,572	5,600+972
平成 30 年 5 月	60,000	16,572	15,600+972
平成 30 年 6 月	60,000	16,572	15,600+972
平成 30 年 7 月	60,000	16,572	15,600+972
合計	531,800	85,400	

「高額医療合算介護（予防）サービス費の支給額計算で使用するなお残る自己負担額」は、高額介護（予防）サービス費支給額に按分後の年間高額介護（予防）サービス費を加算し、各月の自己負担額から差し引いた額を指す。

の高額介護（予防）サービス費支給額 + の年間高額介護（予防）サービス費の按分後支給額

高額医療合算介護（予防）サービス費の支給額計算の際に、端数上乗せ後の支給額（各月の高額介護（予防）サービス費支給額 + 按分後の年間高額介護（予防）サービス費）が自己負担額を上回る場合がある。この場合、端数上乗せ後の支給額（各月の高額介護（予防）サービス費支給額 + 按分後の年間高額介護（予防）サービス費）が自己負担額の同額以下となるよう他の月の支給額に端数を上乗せすること。

なお、国保連システムでは、年間高額介護（予防）サービス費の按分に当たり、1円未満の端数が生じる場合は当該端数を切り捨て、年間高額介護（予防）サービス費支給額が最も低い額となる月に切り捨てた端数を全て上乗せする（最も低い額となる月が複数月存在する場合、そのうち最も過去である月に端数を上乗せする）こととなるので留意すること。